

令和8年度 支援制度一覧

永平寺町

市町名	永平寺町
担当部署	えい住支援課
連絡先	0776-61-3922

永平寺町 移住定住ホームページ
「E-standard 永平寺町に移り住んだら」
<https://www.ehnejp.jp/>



※ 凡例
□ ... U・I ターン者を含む住民が対象
■ ... U・I ターン者のみが対象
大卒○ ... 大学等新卒者も条件に合えば制度を利用可能

区分	対象	制度名	金額	内容	対象HP	対象HP	所管課
移住支援金	■	U・I ターン移住就職等支援金(全国型)	50万円 (※子育て加算あり)	・同一の世帯に属する転入者全員が、転入日において50歳未満であること (18歳未満の子どもがいる場合は、50歳以上がいる世帯も対象) ・住民票を移す直前に、2年以上連続して福井県外に居住し、転入した日から3年以上継続して本町に定住する意思があること ・申請者を含む2人以上の同一世帯員が、いずれも令和5年4月1日以降に県外から本町に転入し、申請時において同一世帯に属していること ・本町への転入が転勤、出向、出張、研修などによる一時的な勤務地の変更ではなく、新規雇用またはテレワークを伴う移住であること 【支援金額】 一律50万円 (18歳未満の子を帯同している世帯で転入した場合は、30万円を加算、永平寺地区、上志比地区に移住した場合は、100万円を加算)			えい住支援課 0776-61-3922
移住支援金	■	U・I ターン移住就職等支援金(東京圏型)	100万円 (※子育て加算あり)	(1) ～ (3) すべての要件に該当すること (1) 移住元 東京23区在住者または通勤者 (移住直前の10年間のうち通算5年以上) (2) 移住先 令和2年7月1日以降に本町へ転入した方 (3) 就業等 (次のいずれかに該当) ・福井県就職マッチングサイト「291JOBS」掲載の求人に新規就業 ・プロフェッショナル人材事業や先導的人材マッチング事業で就業 ・自己の意思で移住し、移住元に勤めながらテレワーク勤務 ・本町の認定する「関係人口」に当てはまる方 支援額 ・世帯：100万円 (18歳未満の子を帯同して転入した場合、子1人につき、100万円を加算) ・単身：60万円			えい住支援課 0776-61-3922
奨学金返還	■ 大卒○	U・I ターン奨学金返還支援事業補助金	最大120万円 (最大7年間)	奨学金の貸与を受けて大学等で修学後、町内に居住し就業している者に対し、奨学金返還額の一部を支援する。 最大7年間120万円支援			えい住支援課 0776-61-3922
移住サイト	□	永平寺町移住定住ホームページ 「E-standard 永平寺町に移り住んだら」		永平寺町の移住定住に関する情報(住まい、仕事、子育て、移住者インタビュー等)を発信しているサイト。			えい住支援課 0776-61-3922
仕事	□	事業資金利子・保証料補助		事業者が運転・設備資金または創業資金を借り入れる際の支払利子額と保証料の一部補助 (利子補給・5年間、年度ごとに支払った利子額の1/2 (上限0.5%) を補助、保証料補給・1/2補助)			商工観光課 0776-61-3921
仕事	□ 大卒○	空き家空き店舗活用創業支援事業	改修費用 上限50万円 家賃補助 上限3万円/月	空き家等を活用して創業するために必要な改修費用(改修費用の1/2,50万円限度)や家賃(家賃の1/2,月額3万円,2年間)を補助			商工観光課 0776-61-3921
住まい	□	永平寺・上志比地区定住促進助成金	住宅取得費の1/20 (上限80万円)	永平寺・上志比地区で住宅を新築する方に対し、住宅取得費を補助(上限80万円)			えい住支援課 0776-61-3922
住まい	□	木造住宅耐震改修補助	上限175万	昭和56年5月31日以前に着工した耐震診断評価が1.0未満の木造住宅の耐震改修工事の一部を補助			えい住支援課 0776-61-3922
住まい	□	多世帯同居のリフォーム支援	上限60万円	リフォーム工事後に直系親族の世帯数が1以上増加する場合にリフォーム費用の1/2以内(上限60万円)を補助			えい住支援課 0776-61-3922
住まい	□	住み続ける福井支援事業	上限80万円 (※加算補助あり)	永平寺町への定住を促進するため、空き家住宅の有効活用を図りながら、子育て世帯等の住まいを支援 【対象者】 町外からの移住者、子育て世帯、新婚世帯、町内進出企業の従業員等、新たに多世帯同居する方、新たに多世帯同居する方 【補助金額】 空き家購入支援：上限80万円(購入費用の1/3以内) 空き家リフォーム支援：上限80万円(リフォーム費用の1/3以内) ※18歳未満の子どもが3人以上の世帯の場合、上限30万円を加算 ※原則、空き家情報バンク登録物件に限るが、新たに多世帯同居する場合は、空き家情報バンク登録物件に限らない。 旧耐震住宅の建て替え：上限40万円(除却費用の1/3以内)			えい住支援課 0776-61-3922
住まい	□	空き家空き地情報バンク		売却・賃貸可能な「空き家・空き地情報」を所有者の方から募集。集めた情報はHPでお知らせ。随時受付中 (空き家等情報バンク関連補助金) ・空き家家財処分支援事業：バンク登録空き家内の家財処分に要する費用の2/3以内(上限額10万円)を補助			えい住支援課 0776-61-3922
住まい	□	空き家家賃支援金	上限32万円/月 (最大1年間補助)	空き家等情報バンクに登録された空き家を賃貸する人に対し、家賃の一部(上限32万円/月)を最大1年間補助。			えい住支援課 0776-61-3922
住まい	□	福井の伝統的民家活用推進事業	上限300万円	「福井の伝統的民家」の所有者で、外観に関する改修工事費用の1/2以内(上限300万円)を補助 補助対象地区：京善、鳴鹿、栃原、浅見、中島、市荒川、藤巻、吉峰、竹原、殿村			えい住支援課 0776-61-3922

令和8年度 支援制度一覧

永平寺町

市町名	永平寺町
担当部署	えい住支援課
連絡先	0776-61-3922

永平寺町 移住定住ホームページ
 『E-standard 永平寺町に移り住んだら』
<https://www.ehelp-jp.jp/>



※ 凡例
 □ ... Uターン者を含む住民が対象
 ■ ... Uターン者のみが対象
 大卒○...大学等新卒者も条件に合えば制度を利用可能

区分	対象	制度名	金額	内容	対象HP	対象HP	所管課
住まい	□	空き家等解体及び撤去事業補助金	上限50万円	町内に存する空き家等の所有者、解体撤去について委任を受けた者に対し、空き家等の解体及び撤去に要した費用の3分の1以内を補助 老朽空き家の場合上限50万円、準老朽空き家の場合上限30万円			防災安全課 0776-61-3951
住まい	□	土地活用のための空き家解体補助金	上限20万円	空き家及び当該土地の所有者が空き家解体後、2年以内に当該土地の所有権を移転した場合、空き家解体費用の一部を補助 上限20万円			えい住支援課 0776-61-3922
結婚	□	結婚新生活支援事業補助金	上限60万円	・令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届が受理された夫婦が対象 ・婚姻日時点の年齢が、夫婦ともに39歳以下で、夫婦の所得合算額が500万円未満の世帯 ・対象となる住居地が永平寺町内にあり、かつ、夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっており、申請日より3年以上継続して居住する意思があること ・夫婦共に自治体が指定する取組(セミナー等)に参加すること。 【支援対象】 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間で、次の項目に該当し支払ったもの ・婚姻を機に新たに住宅を取得または借用したとき(敷金、礼金、家賃など) ・婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用 ・婚姻に伴い引越したとき(引越し業者または運送業者への支払いに係る経費) 【支援金額】 29歳以下...上限60万円 30歳以上39歳以下...上限30万円			福祉保健課 0776-61-3920
結婚	□	U29結婚新生活支援金	最大40万円	夫婦ともに39歳以下で、かつ一方が29歳以下であり、世帯所得が500万円以下の世帯に最大40万円を支援			福祉保健課 0776-61-3920
妊活	□	特定不妊治療費助成		特定不妊治療および精巣内精子採取術にかかる費用に対する助成 対象：法律上の婚姻をしている夫婦			福祉保健課 0776-61-3920
子育て	□	一時預かり事業		就学前児童の一時保育(年5回の無料チケット有) ※要登録、自己負担有			子育て支援課 0776-61-7250
子育て	□	病児保育・病後児保育		生後2ヵ月～小学校6年生までの児童が病気等で安静に配慮する必要がある、保護者の就労等のやむを得ない事由により家庭で保育できない場合に町が指定する病院に預けることができる(年5回の助成チケット有) ※要申請、自己負担有 ひとり親家庭等への支援あり			子育て支援課 0776-61-7250
子育て	□	すみずみ子育てサポート事業		乳幼児から小学3年までの児童を持つ家庭が対象 ①生活支援・幼児園や児童クラブなどへの送迎代行 年10時間の無料チケット有 ②一時預かり 一時的に保育ができない時に預けることができる。 費用の一部を町が負担 ※いずれも要申請、自己負担有		https://www.town.ehime.jp/eip/1029/1035/p0002943.html	子育て支援課 0776-61-7250
子育て	□	えいへいじ子だくさんすくすく応援事業		第2子以降の保育料・一時預かり・病児病後保育・すみずみ子育てサポートの負担金が無料。			子育て支援課 0776-61-7250
子育て	□	子どもの医療費助成		高校3年生までの子ども医療費を助成(医療保険適用分の自己負担なし。)			子育て支援課 0776-61-7250
子育て	□	インフルエンザ予防接種助成(1歳～中学3年生まで)		インフルエンザ予防接種にかかる費用の助成			福祉保健課 0776-61-3920
子育て	□	放課後児童クラブ(小学1～6年生が対象)		町内小学校に在学する小学1～6年生で、放課後及び土曜日に留守家庭となる児童の受け入れ ひとり親家庭等への支援あり			学校教育課 0776-61-3937
子育て	□	子育て支援センター		地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施			子育て支援課 0776-61-7250
子育て	□	小・中学校の給食費無償化		町内に住所を有する小・中学生の学校給食費を無償化			学校教育課 0776-61-3937
子育て	□	保育料の無償化		3歳児以上の保育料無償化に加えて、0歳から2歳児の第2子以降について保育料無償化。(所得制限要件あり)			子育て支援課 0776-61-7250

令和8年度 支援制度一覧

永平寺町

市町名	永平寺町
担当部署	えい住支援課
連絡先	0776-61-3922

永平寺町 移住定住ホームページ
『E-standard 永平寺町に移り住んだら』
<https://www.ehiep-jp.jp/>



※ 凡例
□ _ U I ターン者を含む住民が対象
■ _ U I ターン者のみが対象
大卒○_大学等新卒者も条件に合えば制度を利用可能

区分	対象	制度名	金額	内容	対象HP	対象HP	所管課
子育て	□	教育資金支援給付金		金融機関からの教育資金融資に対し、給付上限額を5万円として、借入額の1%を給付			学校教育課 0776-61-3937
子育て	□	えちぜん鉄道利用促進通学定期券補助		学生を対象とした電車の利用促進事業として、通学定期代の2/10を補助 対象：町内の電車利用の学生 ひとり親家庭等への支援あり			子育て支援課 0776-61-7250
子育て	□	路線バス通学定期券補助		学生を対象とした路線バスの利用促進事業として、通学定期代の2/10を補助。 ひとり親家庭等への支援あり 対象：町内の路線バス利用の学生			総合政策課 0776-61-3942
子育て	□	在宅育児応援手当		第2子以降で保育所に預けず、在宅で育児をしている家庭に月額1万円/人を支給（要件あり） 対象：生後2ヶ月～満3歳未満			子育て支援課 0776-61-7250
子育て	□	ひとり親家庭等医療費助成		20歳未満の児童とその父もしくは母の医療費を助成（所得要件あり）			子育て支援課 0776-61-7250
その他	□	戸別受信機購入費補助金		町内に住所を有する者、事業者に対し、防災行政無線の戸別受信機購入費用を補助 非課税世帯：本体価格の2/3 非課税世帯以外：本体価格の1/2			防災安全課 0776-61-3951
その他	□	合併処理浄化槽設置整備事業補助金		公共下水道及び農業集落排水事業等の事業認可区域以外で合併処理浄化槽を設置する場合に補助 限度額：5人槽 375,000円、6～7人槽 438,000円、8～10人槽 555,000円、 11～20人槽 1,044,000円、21～30人槽 1,752,000円、31～50人槽 2,340,000円			上下水道課 0776-61-0277